

各都道府県社会保障・税番号制度担当部局
各指定都市社会保障・税番号制度担当部局

御中

デ ジ タ ル 庁
デ ジ タ ル 社 会 共 通 機 能 グ ル ー プ

自治体手続支援において公金受取口座の登録を行う手順の徹底等について
(周知・依頼)

公金受取口座登録制度については、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各自治体における、マイナポイント第2弾にてポイント付与の対象となっている公金受取口座登録の手続支援については、「公金受取口座登録に対する手続支援及び端末の設定について」（令和4年6月24日付事務連絡）にて依頼をしているところです。

今般、上記依頼に基づく手続支援において、先に手続した方のマイナポータルサイトをログアウトせずに次の方の公金受取口座登録手続を開始してしまったために、別人の口座を誤まって登録してしまう事案が複数発生しました。つきましては、同様の事案が発生することを防ぐため、下記の通り、登録操作における手続支援の留意事項を徹底いただくと共に、誤登録発生時のご報告及び誤登録を懸念される方からの照会には適切にご対応をいただけますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、各市区町村（指定都市除く。）に対してもこの旨の周知を速やかにお願いたします。

記

1. 登録操作における手続支援マニュアルの遵守の徹底

令和4年6月24日付事務連絡にて周知のとおり、公金受取口座の登録をされるのは、利用者ご本人です。自治体よる手続支援とは、あくまでサポート（操作説明・補助）であり、ご本人に代わって登録操作されることがないように願います。

また、登録操作終了後に、マイナポータルからログアウトすることについて、間違いなく利用者にお伝えいただけるようお願いいたします。

なお、手続支援マニュアルの遵守状況について報告を求めることとし、具体的な内容や期限等については、追ってご連絡いたします。

2. 利用者ご本人による登録操作が困難な場合の例外措置（上記1の一部修正）

登録操作の主体については原則上記1のとおりですが、手続支援を受けられる方の中には、ご本人では端末画面を操作することが困難な場合がある実態を踏まえ、ご本人から求められた場合に限り例外的に、誤登録を防止するために以下4点をご本人及び手続支援職員とで確認することを徹底する前提において、手続支援職員がご本人に代わって、本人の目の前で本人の指示に基づき登録操作することを許容することとします。

- ① 利用者ご本人のマイナンバーカードを使ってマイナポータルにログインしたこと
- ② 入力した口座情報に誤りがないこと
- ③ 口座情報の登録ボタンを押下したこと
- ④ マイナポータルからログアウトしたこと

3. 誤登録発生時のデジタル庁への報告事項

仮に誤登録が発生した場合は、速やかに、以下5点を照会先に記載のデジタル庁デジタル社会共通機能グループ（公金受取口座制度担当）Eメールアドレス宛てにご連絡ください。

- ① 経緯
- ② 対応状況
- ③ 原因（原因が未確定であっても、想定される原因があればご記載下さい。）
- ④ 誤登録のあった利用者本人情報・口座情報
- ⑤ 自治体担当者名・連絡先

4. 登録結果の確認を希望される方からの照会へのご対応

手続支援をご利用されて公金受取口座の登録をされた方が、登録内容のご確認を希望される場合には、この確認のための支援についても協力いただけますようお願いいたします。

以上